

「新規商業貿易企業の増値税徵収管理に 関する問題の緊急通知」

2004年11月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

2004-07-01 国家税务总局

**国家税务总局
新規商業貿易企業の増値税徴収管理に関する問題の緊急通知
国税発明電[2004]37号**

各省、自治区、直轄市、計画単列市国家税务局：

最近一時期、税務機関で増値税違法事件を調べたところ、犯罪者は密かに多くの営業登録商業貿易企業を援護し、増値税専用発票（以下、専用領収書と称する）を騙し買いし、発行後素早く立ち去るという手口で国家の税金を騙し取っていることが明かになった。この種の犯罪は社会的な経済秩序を乱すだけでなく、国家徴税金の大量流出を引起している。同時に、現在の税務機関における増値税一般納税人（以下、一般納税人と称する）認定と管理方面での大きな不備が浮き彫りとなった。領収書と税金を騙し取るという犯罪行為への打倒と防止のため、当総局では更に完全な新規商業貿易企業の一般納税人手続き認定管理方法を決定し、商業貿易企業増値税の徴収管理を規範し、ここに関連問題について以下のように通知する。

一、新規商業貿易企業に対する一般納税人実行分類管理について

（一）今後、新規小型商業貿易企業に対し、年間予測販売額に基づき増値税一般納税人の認定方法を改変する。税務登記を行った日から一年以内に実際販売額が180万元に達した新規小型商業貿易企業は、一般納税人資格認定を申請することができる。

1. 新規小型商業貿易企業は一般納税人認定において一律的に小規模納税人として管理される。
2. 年間国内販売額が180万元に達した場合、税務機関は企業の申告材料について実際経営、申告納税情況を審査評価し、間違えがないか確認した後、一般納税人として認定することができ、継続的に納税助言期間管理制度（以下、助言期間一般納税人管理と称する）を実施する。
3. 助言期間の終了後は、主管税務機関の審査同意を得て、正式一般納税者となり、正常な一般納税人として直接管理される。

（二）固定した経営場所と実物物品を所有する新規商業小売企業で、営業資金が500万元以上、従業員が50人以上の大中型商業貿易企業が税務登記を行い、一般納税人資格認定の申請を提出する場合、一般納税人として認定され、助言期間中は直接、助言期間一般納税人管理に基づき実行する。助言期間の終了後は、主管税務機関の審査同意を得て、正式一般納税人となり、正常な一般納税人として直接管理される。経営規模が比較的大きく、固定した経営場所と物品販売ルート、完成された管理、計算体系を所有する大中型商業貿易企業は、助言期間一般納税人管理を実行せず、正常な一般納税人として直接管理される。

二、新規商業貿易企業に対する一般納税人資格認定の審査批准管理

一般納税人の資格認定を行う新規商業貿易企業は、主管税務機関によって、厳格に一般納税人認定の標準、手順に基づき、申請資料を審査される。関係者と話し合い、担当者を派遣して（二名以上）実地調査を行う。実地調査は審査情況と申請資料が合致しない場合、一般納税人として認定すべきでない。

（一）書類審査

商業貿易企業の一般納税人資格認定の全申請資料について十分審査し、その資料が全て正確かどうか審査する

（二）話合い

話合いの基本目的は、話合いの対象者と直接話すことによって、納税人の関連情況を正確に理解し、それが正常な経営者であるかどうかを確認する。また、企業法定代表人と話し合い、登記登録情況、企業定款、組織構造、決算順序、管理層の情況、経営範囲及び経営状況などの企業の全体情況を深く理解しなければならない。更に、企業の出資者と話し合い、出資者と企業経営管理方面的

関係を理解するとともに、財務主管と話し合い、企業の銀行口座情報、企業登記登録資金及び経営資金情況、販売収入の情況、財務会計の審査情況、納税申告と実際の納税情況を深く理解する。併せて、販売、購買、倉庫管理輸送などの関係業務主管と話し合い、企業の販売購入業務の真実度を理解しなければならない。話し合いの内容については、きちんと記録し、話し合いを行う参加者全員の署名がなければならない。

(三) 実地調査

実地調査は評価の疑問点と話し合い内容の裏付けにおいて重要な過程である。実地調査の時、二名(或は二名以上)の税務員が同時に現場調査しなければならない。

調査内容は、営業許可証と税務登記証、企業経営場所の所有権或は賃貸証明、原材料と商品の出入庫証票、輸送費証明、水道電力などの費用証明、法定代表人と主要管理者の身分証明、財務担当者の資格証明、銀行預金証明、関係機関による資金審査報告、購入販売契約原本及び公証資料、資金繰り帳票などを含む。実地調査において、商業小売企業、大中型商業貿易企業、小型商業貿易企業、生産企業を明確に区別する必要があり、上述の調査内容に基づき全面的に審査する外、生産企業は特に生産工場、設備などの必要な生産条件を検査する必要がある。商業貿易小売企業は、特に固定経営場所と実物品の保有について検査する必要がある。また、大中型商業貿易企業は特に登記資金、銀行預金証明、銀行口座及び従業員数を検査しなければならない。

三、助言期間の一般納税人管理

一般納税の助言期間は、一般的に6ヶ月以内とする。助言期間内においては、主管税務機関は積極的に増値税税収政策と管理制度の宣伝助言業務を実施し、同時に以下の方法に基づいて増値税の徴収管理を行う。

(一) 小型商業貿易企業に対し、主管税務機関は話し合いと実地調査の審査情況に基づきその制限量・限度額で専用領収書を発行販売し、その増値税領収書偽造防止税統制発行システムの最高限度額は一万元を超えてはならない。専用領収書の購入受領は回数制限を行い、主管税務機関は企業の実際の年間販売額と経営情況に基づき毎回の専用領収書の供給数量を確定するが、毎回発行販売する専用領収書の数量は25枚を超えてはならない。

(二) 商業貿易小売企業と大中型商業貿易企業に対し、主管税務機関も企業の実際経営情況に基づきその限度量・限度額で専用領収書を発行し、その増値税領収書偽造防止税統制発行システムの最高発行領収書限度額は関連税務機関によって現行規定で審査批准する。専用領収書の購入受領も回数制限に従ってコントロールし、主管税務機関は企業の実際経営情況に基づき毎回の供給数量を確定するが、毎回発行販売する専用領収書の数量は25枚を超えてはならない。

(三) 企業が、購入受領数について当月の経営需要を満足できない場合、再度購入受領することができるが、毎回購入受領数を増やす前に必ず前回購入受領済みの発行された専用領収書額の4%を基準として主管税務機関に予め増値税を上納し、予め増値税を上納していない企業については、主管税務機関は専用領収書の発行販売を増加してはならない。

(四) 每月第一回目に受領する専用領収書を月末になんでも未使用であり、来月主管税務機関が専用領収書を発行販売する場合、先月分の未使用の専用領収書枚数に従ってその来月の専用領収書の供給数を減らさなければならない。

(五) 每月最後に購入受領する専用領収書が月末になんでも未使用であり、来月最初に主管税務機関が専用領収書を販売発行する場合、毎回確定した数量と先月分の未使用の専用領収書枚数に基づき供給する。

(六) 助言期間において、商業貿易企業が取得した専用領収書の相殺伝票、税關輸入増値税専用納入書と廃棄旧物資普通領収書、及び貨物輸送領収書は重なる部分について間違えがないか審査比較した後、企業側によって予め相殺することができる。

(七)企業は来月納税申告を行う時、一般納税人計算に従って納税額を計算し増値税を申告する。予め増値税税額が納税額を超えた場合、主管税務機関を通して間違えがないか審査し、多く支払った税金は次の納税額から差引くことができる。

四、正常な一般納税人となる審査批准及び管理

(一)正常な一般納税人となる審査批准

納税助言期間が六ヶ月に達した時、主管税務機関は商業貿易企業に対し全面的な審査を行うと同時に、以下の条件に合致する場合、正式な一般納税人として認定することができる。

- 1、納税評価結論が正常である。
- 2、話合い、実地調査の結果が正常である。
- 3、企業申告、税金の上納が正常である。
- 4、企業は収入、販売税額を正確に計算することができ、且つ専用領収書とその他の合法的な収入税額補填証明を正確に取得している。

上述の条件のうち一つが合致しない商業貿易企業に対し、主管税務機関はその納税助言期間を延長する、或は一般納税人資格を取消すことができる。

(二)正常な一般納税人の管理

商業貿易企業は助言期間が終了し正式に一般納税人になった後、原則上、その増値税領収書偽造防止税統制発行システムの最高発行領収書限度額は一万元を超えてはならないが、助言期間内の実際販売額が300万元以上で、且つ、税金をきちんと上納している場合、審査批准を通して、十万元以下の専用領収書を発行することができる。一万元以下の専用領収書のみを発行している小型商業貿易企業で、大量物品の取引きがある場合、国家公証部門の物品取引き契約に基づき、主管税務機関を通して審査同意を得て、十万元以下の適量の専用領収書を発行してもらい、その大量取引きの需要を満足する。

大中型商業貿易企業は助言機関が終了し正式一般納税人になった後、その増値税領収書偽造防止税統制発行システムの最高発行領収書限度額は関係税務機関によって企業の実際経営情況に基づき現行規定に従って審査批准する。

五、各地の税務機関が本通知を発布前すでに一般納税人として認定されている小型商業貿易企業(特に税務登記手続時間が一年以内の小型商業貿易企業)は、一度全面的に検査し、会計担当者の手配、会計帳簿の配置と会計計算方法のうち、不適合な要求がある場合や偽りの増値税専用領収書を発行した形跡がある場合、規定に従って増値税専用領収書を保管しなかったため深刻な結果が発生した場合、経営場所を固定していないなどの問題がある場合は、一般納税人の資格を取消さなければならない。各地は小型商業貿易企業の増値税統制作業を十分に重視し、小型商業貿易企業の増値税についての監視とコントロールを強化する。

六、毎月増値税は納税申告期間が終了した翌日、徵集部門は、増値税の納税申告(防偽税統制ICカード申告を含む)を行っていない、或はすでに申告したが税務機関の批准を通さなかったため増値税の欠納がある商業貿易企業リストを管理部門に提出し、管理部門は直ちに組織を結成して実地調査を行わなければならない。企業が逃亡したと発覚した場合、税務登記担当と領収書管理部門に通知し、『増値税一般納税人逃亡報告表』(後に別紙添付)に記入し、そのすでに購入受領したが税務機関に申請していない、或はすでに報告したが増値税の未納がある専用領収書の情報を市局、省局、总局に同時報告する。主管税務機関は直ちに関係銀行に銀行口座の凍結を通知し、併せて公安機関に速やかに事件の届け出を行う。主管税務機関は商業貿易企業の逃亡者に関する領収書失効情報電子データをその日に知らせる。总局は7月初旬公共機関に非正常ユーザーの領収書失効高速反応システムを配置し防偽税コントロールシステムにおいて失効領収書と認証待ち領収書の比較機能と、失効領収書と認証済み領収書の比較機能を増加するとともに、全国の失効領収書データを毎日更新することを実現した。总局は『増値税一般納税人逃亡者報告表』情報を最新号で通達する。

七、本通知は 2004 年 8 月 1 日より執行する。本通知の第一条(一)項と第五条規定は通知を受けた日より実施する。

国家税務総局
二〇〇四年七月一日